

大規模小売店舗立地法(法附則第5条第1項の公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)附則第5条第1項(同法附則第5条第3項において準用する場合を含む。)の規定による届出があったので、同法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成19年9月10日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	有限会社弘陽 坂出市室町1丁目3番20号	
大規模小売店舗の名称及び所在地	西村ジョイ坂出店 坂出市入船町1丁目372番地	
変更しようとする事項	1 大規模小売店舗の名称	
	変更前	西村ジョイ坂出店
	変更後	キリン堂坂出入船店
	2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	
	変更前	西村ジョイ株式会社 代表取締役 西村泰昌 高松市成合町891番地1
	変更後	株式会社キリン堂 代表取締役 寺西豊彦 大阪市淀川区宮原4丁目5番36号
	3 大規模小売店舗内の店舗面積の合計	
	変更前	1,801㎡
	変更後	1,283㎡
	4 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項	
	(1) 駐輪場の位置	
	変更前	別図のとおり
	変更後	別図のとおり
	(2) 荷さばき施設の位置及び面積	
	変更前	位置 別図のとおり 面積 50.0㎡
	変更後	位置 別図のとおり 面積 136.66㎡
	(3) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量	
	変更前	位置 別図のとおり 容量 10.0㎡
	変更後	位置 別図のとおり 容量 18.5㎡
	5 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項	
	(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	
	変更前	開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後7時30分
	変更後	開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後9時45分
(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯		
変更前	午前8時45分から午後7時45分まで	
変更後	午前8時45分から午後10時まで	
(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置		
変更前	数 4箇所 位置 別図のとおり	
変更後	数 5箇所	

大規模小売店舗立地法(法附則第5条第1項の公告)

	位置 別図のとおり
	なお、「別図」は省略し、その図面を3の(1)の場所において3の(2)の期間縦覧中に供する。
変更年月日	平成19年9月26日

2 届出年月日
平成19年9月3日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び坂出市環境経済部商工観光課
(2) 縦覧期間	平成19年9月10日(月曜日)から平成20年1月10日(木曜日)まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から4月以内(平成20年1月10日(木曜日)まで)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び坂出市環境経済部商工観光課において当該公告の日から1月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ